

緊急事態宣言が発令されました

人との接触機会を「最低7割、極力8割」削減しましょう

4月7日、政府は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的として、大阪府に「緊急事態宣言」を発令し、これを受けて大阪府は「緊急事態措置」を決定しました。

大阪府緊急事態措置の概要

期間 令和2年4月7日～5月6日(休)

外出自粛の要請

◇食料の買い出し、医療機関への通院など、生活の維持に必要な場合を除き、外出はしないでください

生活必需物資を販売する施設(スーパーマーケット、薬局、ホームセンターなど)への休止要請は行いません。家族連れなど、大人数の来店を避け、入店人数を抑えるよう、ご協力ください。

キャバレー、ナイトクラブなどの遊興施設などへ休

新型コロナウイルス感染拡大防止には、咳エチケットや手洗いが大切です。



マスクの作り方は23ページへ

止要請を行っていません。夜間の繁華街への外出はしないでください。

◇テレワークの活用など、可能な限り、在宅で勤務してください

職場に出勤する場合、時差通勤・自転車通勤などにご協力をお願いします。風邪などの体調不良の場合は、休暇を取得してください。

保育所や放課後児童クラブ(学童クラブ)、介護施設などへの休止要請は行いませんが、家庭での保育や介護などが可能な人は、可能な限り、利用を控えてください。

イベントの開催自粛の要請

イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請します。

※4月14日現在の情報です。※緊急事態宣言を含む新型コロナウイルスに関する問い合わせ先については、22ページをご覧ください。



新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ

4月7日、国から新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が出され、大阪府もその区域として指定されました。

感染拡大を食い止めるためには、市民の皆さま一人一人の行動がとても大切です。生活の維持に必要な外出以外は自粛していただきますよう強くお願いいたします。皆さま一人一人の行動が、ご自身やご家族、大切な人の命を守ることにつながります。

富田林市では、私を本部長とする「新型コロナウイルス対策本部」を設置し、市役所一丸となつて、感染拡大の防止に取り組んでいるところであります。この間、市民の皆さまには、学校の休校をはじめ、不要不急の外出自粛など、さまざまなお協

力をいただき、ありがとうございます。また、医療関係者の皆さまをはじめ、この感染症の治療や予防の最前線で奮闘いただいております。皆さまに心から感謝を申し上げます。

また、この感染症との闘いは、先行きが見えない状況ですが、市民の皆さまと力を合わせれば、必ずこの試練を乗り越えられると信じています。これからも、市民の皆さまの感染症に対するさまざまな不安をしっかりと受け止め、引き続き、広報誌や市ウェブサイトを介してまいりますので、市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

富田林市長 吉村 善美

市若者・子育て世代転入促進給付金の申請を受け付け

若者・子育て世代のUターンによる転入促進を図り、また子育てや介護などの相互協力による日常生活での安心感を創出するため、親子での近居または同居を目的として住宅を購入する若者・子育て世代に対して住宅購入費用の一部を助成します。

支給要件 本市に1年以上居住する親世帯との近居または同居を目的として、本市で住宅（中古を含む）を取得し、当該住宅に居住する人で、申請時点で左表の要件全てを満たす人

支給金額

- ・近居の場合 30万円
- ・同居の場合 50万円

対象者	対象住宅
<ul style="list-style-type: none"> ■本市内に新たに住宅を取得した子世帯の世帯主またはその配偶者 ■本市に住民登録をしている40歳以下の人 ■本市の転入日前に1年以上継続して本市外に居住しており、対象住宅の工事請負契約日または売買契約日以降に転入している人 ※子世帯の世帯主、その配偶者のいずれかが契約日以降に転入していれば対象。 ■親世帯が本市に1年以上継続して居住している人 ■親世帯および子世帯に市税の滞納がない人 ■暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員または市暴力団排除条例に規定する暴力団密接関係者に該当しない人 ■過去に同給付金、市近居同居促進給付金を受給していない人 	<ul style="list-style-type: none"> ■新築または売買により取得した住宅 ※相続や贈与、その他対価を伴わない取得は対象外。 ■対象者が所有する住宅 ※共有名義の場合、子世帯が所有権の持分の2分の1以上を保有していること ■平成31年4月1日以降（建物登記簿の権利部甲区欄の受付日で判定）に取得し、所有権保存登記または所有権移転登記が完了している住宅 ■関係法令に基づき適正に建築された住宅 ■自己の居住用に供する住宅 ※別荘や販売・賃貸するための住宅は対象外。 ※併用住宅の場合は、一定の基準を満たせば対象となる場合がありますのでお問い合わせください。 ■延べ床面積が50㎡以上で、玄関、便所、台所が付設されている住宅

申請の受け付け 令和3年3月31日(水)までに、申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて住宅政策課へ（郵送不可）

※予算がなくなり次第、終了します。

※説明書および申請書は、市役所4階住宅政策課で配布、または市ウエブサイト（住宅政策課のページ）からダウンロードもできます。

問い合わせ 住宅政策課（内線437）

市空き家バンク制度活用促進補助制度を創設しました

市空き家バンク制度を活用し、空き家の売買契約または賃貸借契約が成立した居住希望者に対し、補助金を交付しています。

補助金額

- ・空き家の売買契約が成立した場合 20万円
- ・空き家の賃貸借契約が成立した場合 2万円

補助対象者 市空き家バンク制度を利用し、同制度に登録している登録事業者を介し、空き家の売買契約または賃貸借契約を成立させた人（次の①～④全てに該当することが必要です）

- ①交付対象者およびその世帯員全員に市税の滞納がないこと
- ②交付対象者およびその世帯員全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員または市暴力団排除条例に規定する暴力団密接関係者でないこと
- ③所有者等と居住希望者が三親等以内の親族でないこと
- ④過去にこの補助金の交付を受けた者でないこと

※補助対象となる空き家の売買契約または賃貸借契約の成立した日から起算して60日以内に、申請をする必要があります。

※予算がなくなり次第、終了します。

※詳しくは、市ウエブサイト（住宅政策課のページ）をご覧ください。

問い合わせ 住宅政策課（内線436、437）

住宅の耐震診断・耐震改修・除却工事補助制度～木造住宅の除却工事に対する補助を創設しました～

従来の耐震診断・改修補助に加えて、耐震性のない木造住宅の建て替え促進や、倒壊による周辺への被害を未然に防ぐことを目的に、木造住宅の除却工事に対する補助を創設しました。

補助対象 昭和56年5月31日以前に建てられた住宅

補助額

- 除却工事補助（木造住宅に限る）＝上限20万円
- 耐震診断補助（木造住宅の場合）＝診断費用の概ね9割の額（上限5万円） ※一般的な住宅では自己負担約5000円で耐震診断を受けることができます。木造住宅以外はお相談ください。
- 耐震改修補助（木造住宅に限る）＝工事費用の3分の1の額（上限100万円）

※工事等契約前に補助申請をしてください。
 ※受け付けは12月末までの予定です。ただし、予算がなくなり次第終了します。
 ※その他条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 住宅政策課（内線438）

「福祉なんでも相談窓口」を開設 縦割りから横断的に市民生活を伴走 支援します

全国の自治体で、「断らない相談窓口」の設置に向けた検討が始まっている中、本市では、4月1日より、「増進型地域福祉の推進」と「地域共生社会の実現」に向けた取り組みの一環として市役所内に「福祉なんでも相談窓口」を開設しました。

同窓口では、これまでの縦割りの窓口対応から、市役所の各部局や専門機関などと横断的に連携し、相談者に寄り添い伴走しながら支援する体制をめざして取り組んでいきますので、「どこに相談したらいいかわからない」というときは同窓口にご相談ください。



マイナンバー(個人番号)の通知カードが廃止されます

5月25日(月)に、通知カードが廃止され、マイナンバーの通知は個人番号通知書になります。

現在お持ちの通知カードは記載事項(住所、氏名など)に変更がなければ、引き続きマイナンバーを証明する書類として使用いただけますが、廃止後は通知カードの再交付や記載事項の変更手続きはできませんので、ご注意ください。



記載事項が住民票と一致しない場合は、使用できなくなります。マイナンバーを証明する書類が必要な場合は、マイナンバーカードやマイナンバー入りの住民票の写しなどを取得していただく必要があります。

問い合わせ 市民窓口課 (内線131、132)

マイナンバーカードの日曜交付

マイナンバーカードを交付する休日窓口を次の日程で開設します。

申請者本人がお越しください。

とき 5月10日(日)、午前9時～正午

※5月3日(祝)は、システムのメンテナンスのため、同カードの日曜交付はありません。

ところ 市役所地下会議室(日曜窓口コーナー)

※持ち物など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 市民窓口課 (内線131、132)

コンビニ交付サービスが一時休止します

本市では、マイナンバーカードを利用した証明書の「コンビニ交付サービス」を実施しています。

同サービスでは、住民票の写し、印鑑登録証明書、市・府民税証明書(現年度分)の発行ができますが、次の日は、システム点検のため、一時休止になりますのでご注意ください。

休止日 5月2日(土)～6日(休)、31日(日)

問い合わせ 市民窓口課 (内線131)、課税課 (内線117)

福祉なんでも相談窓口

とき 月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分

ところ 市役所2階地域福祉課(23番窓口)

※電話(内線273、274)での相談も受け付け。

問い合わせ 地域福祉課(内線298)



新型コロナウイルス感染症対策にかかる 交代勤務体制を実施しています

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言を受け、感染予防と市民サービスの継続を目的として、本市職員の勤務体制を次のとおり、2班交代勤務体制としています。

- ① 2班交代勤務体制の実施部署 保育所、学童クラブ、消防署(隔日勤務者)を除く全ての部署
- ② 実施期間 4月17日～5月6日(休)

※国による大阪府への緊急事態宣言の指定期間が延長

された場合、2班交代勤務体制の実施期間も延長する予定です。

③ 交代勤務の内容 所属職員を原則2班に分けた交代勤務を行い、出勤日以外は在宅勤務とします。

※交代勤務体制の実施期間中の業務は通常通り継続しますが、期間中は少ない人数での対応となることから、窓口業務などにおいて通常より時間をいただく場合がございますので、ご迷惑をおかけしますがご理解・ご協力をお願いします。

問い合わせ 人事課(内線322)

「だんじりパレード」は延期になりました

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実行委員会において5月10日(日)に開催予定であった「だんじりパレード」は延期になりました(実施時期未定)。

※その他の市制施行70周年記念事業の延期・中止の状況など詳しくは、20ページをご覧ください。

毎年5月は消費者月間

「豊かな未来へ 〜もつたないない〜 から始めよう!〜」

国において、昭和63年以降、毎年5月を「消費者月間」とし、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する啓発・教育などの事業を集中的に実施しています。

平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」は、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」世界の実現をめざす国際目標です。

このような社会を実現するためには、消費者自身が、社会的課題に目を向け、その解決に向けて行動することが重要です。

消費者庁においても、「エシカル消費(人や社会、環境に配慮した消費行動)」の普及・啓発を含む消費者教育の推進や、消費者志向経営(愛称、サステナブル経営)の推進、子どもの事故防止のための啓発活動などの施策を実施しています。また、令和元年10月には

「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、国民運動として食品ロスの削減を推進していくことが求められています。

そこで、今年度の消費者月間では、消費者が、事業者、地方公共団体、国などとも連携しながら、食品ロス削減をはじめ、消費を通じた豊かな未来づくりに向けて具体的な行動を起こしていただくきっかけとなるよう、「豊かな未来へ〜もつたないない」から始めよう!〜」を統一テーマとして掲げています。

学びの機会を提供しています

本市では、市民の皆さんに消費生活に関する問題を学ぶ機会を持つていただけるよう、啓発リーフレットの配布や啓発講座を実施しています。

啓発講座の内容など詳しくは、お問い合わせください。

相談することが重要です

もし、消費者問題に遭遇した場合は、一人で抱え込まず、気軽に次の機関の消費生活相談をご利用ください。

●市消費生活センター

市役所1階市民相談室横(内線186)、月々金曜日、午前9時〜正午、午後1時〜4時(祝日、年末年始は除く)

●消費者ホットライン

(☎188)、月々金曜日 午前9時〜午後5時、土・日曜日、祝日 午前10時〜午後4時(いずれも年末年始は除く) 問い合わせ 商工観光課(内線483)

労働相談センターをご利用ください 〜労働者、使用者からのさまざまな相談を お受けしています〜

4月1日より、大阪府総合労働事務所(南大阪センターを含む)は、大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課に変わりました。同課では、課内に「労働相談センター」を設置し、労働者、使用者からのさまざまな相談をお受けするとともに、出張相談を拡充するなど、府民の皆さんが利用しやすい相談体制を構築していますので、仕事上で困ったことや人事・労務管理上で分らないことなどが

ひきこもり相談窓口を金剛連絡所でも開設します

Topic(きらめき創造館)で開設しています「ひきこもり相談窓口」を、下記の日程で金剛連絡所でも開設しますので、ぜひご利用ください。



とき 6月9日(火)、9月8日(火)、12月8日(火)、令和3年3月9日(火)、いずれも、午後1時〜午後2時30分、午後2時30分〜午後4時

ところ 金剛連絡所

定員 各1人

申し込み 5月7日(木)〜、生涯学習課(☎(26)8056)へ(申し込み先着順、電話申し込み可) ※Topicで実施している同相談の日程などについては、28ページ「今月の相談」をご覧ください。

相談窓口(住所)	利用時間	予約・その他
労働相談センター (大阪市中央区石町二丁目5の3府立労働センター(エル・おおさか)南館3階)	月〜金曜日(祝日を除く)、 午前9時〜午後6時 ※木曜日(祝日の場合は翌日)は、夜間相談として午後8時まで受け付け。	①労働相談(☎06(6946)2600) ②セクハラ・女性相談(☎06(6946)2601) ※電話相談可。 ※弁護士・社会保険労務士による相談も可(要予約)。 ②は希望により女性相談員の対応も可。
南河内出張相談 (富田林市寿町二丁目6の1南河内府民センタービル1階)	毎週金曜日(祝日を除く)、 午後2時〜5時	面談のみ実施。 前日までに要予約(☎06(6946)2600)

市プレママ・ハッピーライフサポート事業

「妊娠の届け出をした人にお祝い品を
お贈りしています」

妊娠時から出産までの経済的な負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができ環境をつくるため、本市で妊娠の届け出をした人にお祝い品をお贈りしています。

対象者 申請時点で次の条件を全て満たす人

◆本市に住民登録をしている人

◆令和2年4月1日以降に本市で母子保健法に基づく妊娠の届け出をした人

お祝い品の内容 地元産品、マタニティ用品、ベビー用品などの品物

※お祝い品は準備が整い次第、順次発送します。



認可保育施設が開園・リニューアル

4月1日に、市内で初めてとなる幼保連携型認定こども園が2園開設しました。また、ともっち保育園が4・5歳児の受け入れができるようリニューアルしました。

●幼保連携型認定こども園葵音つばさこども園（新設）

ところ 廿山510の4

定員 180人

設置主体 社会福祉法人博光福祉会

●幼保連携型認定こども園寺池台こども園（寺池台保育園からの移行）

ところ 寺池台二丁目16の1

定員 116人（移行前102人）

設置主体 社会福祉法人光久福祉会

●ともっち保育園（増改築）

ところ 高辺台二丁目20の18

定員 66人（増改築前40人）

設置主体 社会福祉法人朋星会

問い合わせ こども未来室（内線291）

申請の受け付け 令和3年3月31日(水)まで（妊娠の届け出をする際に、窓口で申請してください）

※詳しくは、市ウェブサイト（都市魅力課のページ）をご覧ください。

問い合わせ 都市魅力課（内線329）

市産後ケア事業を実施しています

本市では、産後の体調や育児に不安があり、家族などから十分な支援が受けられない母子を対象に「市産後ケア事業」を実施しています。

同事業では、医療機関でのショートステイ（宿泊）やデイサービス（日帰り）の機会を提供し、助産師などによる乳房のケアや授乳指導、赤ちゃんの健康状態の確認、育児相談などを実施しています。

対象者 生後4カ月未満の乳児とその母親

※同事業を利用するためには、事前の申請が必要で、申請方法や利用期間など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 保健センター
〔☎5520〕

障がい者相談支援センター をご利用ください

障がいのある人と家族が地域で安心して暮らしていけるよう、各圏域に障がい者相談支援センターを設置し（左表参照）、総合的な相談支援を実施しています。

また、市役所障がい福祉課内に出張相談窓口を開設

しています（祝日を除く月～金曜日、午前9時30分～午後5時）ので、気軽にご利用ください。

問い合わせ 障がい福祉課内障がい者相談支援センター（内線162）

第1圏域 （喜志・第一中学校区）	<p>■(社福) 桃花塾「ピーチネット」(喜志2067)</p> <p>とき 月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時</p> <p>問い合わせ [☎・Fax(24)8626]</p>
	<p>■NPO法人あい「地域活動支援センターときわぎ」 (昭和町二丁目2の6)</p> <p>とき 月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時</p> <p>問い合わせ [☎・Fax(25)1516]</p>
	<p>■NPO法人次世代育成・少子化対策研究会「アプローチ寺池」 (寺池台二丁目12の3)</p> <p>とき 月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時</p> <p>問い合わせ [☎・Fax(29)8655]</p>
第2圏域 （第二・第三中学校区）	<p>■(社福) いずみ野福祉会「つじやま相談室」(廿山20の7)</p> <p>とき 月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時</p> <p>問い合わせ [☎(28)5311・Fax(40)1513]</p>
第3圏域 （金剛・葛城・藤陽・明治池中学校区）	<p>■(社福) 四天王寺福祉事業団「四天王寺悲田富田林苑」 (向陽台一丁目3の20)</p> <p>とき 月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分</p> <p>問い合わせ [☎(29)0500・Fax(29)0282]</p>

市立幼稚園の今後の方向性をお知らせします

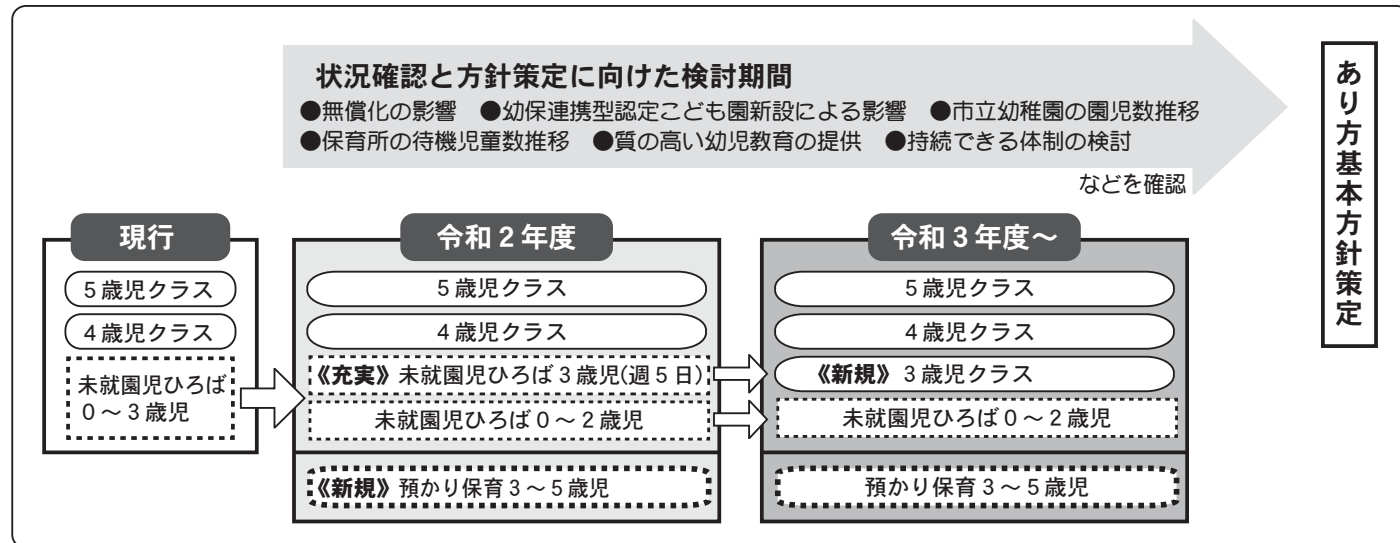
平成30年度に実施しました説明会やパブリックコメント、また、令和元年度に開催しましたタウンミーティングにおいて、子育て中の人や地域の皆さんからたくさんの貴重なご意見・ご要望をいただきました。

皆さんからの声にお応えるために、まずは現在運営しています全ての園で次のような取り組みを実施する予定です。



●令和2年度実施事業の概要

- ①「未就園3歳児クラス」を市の事業として充実します。
- ②「預かり時間を午後5時まで延長」します。
- ③近隣小学校での「給食体験」を試行します。
- ④「合同保育」を実施するため、園から園へのバス送迎を実施します。



●令和2年度および3年度実施予定事業の内容

	令和2年度	令和3年度
① 3歳児への保育	◆未就園3歳児クラスを充実します ・場所：全ての園 ・対象者：未就園の3歳児 ・時期：1学期は午前のみ 2学期以降は午後も実施（弁当持参） ・回数：週5日	◆3年保育を実施します ・場所：全ての園 ・募集時期：令和2年10月 ・募集年齢：3・4・5歳児
② 預かり保育	◆幼稚園教諭と幼稚園サポーター（地域のボランティアの皆さん）で預かり保育を実施します ・場所：全ての園 ・料金：1時間あたり200円 ・利用可能時間：月・火・木・金曜日は課後後保育（午後2時～3時）の後、午後5時まで 水曜日は午前11時30分～午後5時（弁当持参） 長期休業中は週2回午前9時～午後5時（お盆休みと年末年始は除く）	
③ 給食	◆給食体験を試行します ・場所：近くの小学校の余裕教室など ・回数：月2～3回 ・料金：1食あたり225円	◆全ての園で、給食センターで調理した給食の提供をめざします
④ 合同保育	◆合同保育を試行的に実施します ・方法：園から園へバスで送迎 ・時期：準備が整い次第	◆同学年の合同保育を試行的に実施します ・方法：園から園へバスで送迎 ・内容：1クラス10人未満の場合、保育の状況に応じて、他園で保育する機会を積極的に設けます
	合同保育を実施することで・・・子どもたちや保育の状況に応じて、他の市立幼稚園と合同で保育することで、たくさんの人数で活動する経験を増やします。それぞれの幼稚園が実施している優れた取り組みを、その園に出向くことで、子どもたちにも先生にも好事例が体験できる機会を設ける事ができ、より良い教育の提供につながります。	

令和2年度および3年度以降、以上のような方向性で取り組みを進め、「市立幼稚園・保育所のあり方基本方針」については、今後の「幼児教育・保育の無償化の影響」、「市立幼稚園の園児数の推移」、「保育所待機児童数の推移」、「質の高い幼児教育の提供」、「持続できる体制の検討」などについて見極め、策定していきます。

問い合わせ 教育指導室（内線369）

5月1日 ～7日は 憲法週間

国では、日本国憲法の精神や意義を国民に理解してもらうため、5月3日の憲法記念日を含む5月1日～7日を「憲法週間」と定めています。

日本国憲法の3大原則

日本国憲法は、国の在り方や仕組みなどを定めているもので、①国の政治の在り方を決めるのは国民であるとする「国民主権」、②誰もが生まれた時から人間らしく生活するための権利を持つており、それは誰にも侵されることのない権利であると掲げた「基本的人権の尊重」、③戦争放棄などを定めた「平和主義」の3つの柱から成り立っています。これらの柱を基本理念として、全ての人が個人として尊重され、幸せを願いながら、健康で文化的な暮らしができるようさまざまな権利や自由を憲法がしっかりと保障してくれています（憲法第11・13・25条）。

憲法と私たちの暮らし

例えば、自身の言論において、公序良俗に反せず、他人の自由・権利を侵害しなければ、自由（第21条「表現（言論）の自由」）であり、また、人なら誰しもが持っている「心」に関しても、どんな事を考え思っているも、他人から干渉されないことを保障しています（第19条「思想・良心の自由」）。日常生活で考えてみても、自分の住みたい場所に住むことや、なりたい職業を自由に選択することができたり（第22条「居住・移転・職業選択の自由」）、文字を読み書きするなどの教育を受けることができたりする（第26条「教育を受ける権利」）など憲法がその権利や自由を保障しているからであり、私たち自身やその暮らしと憲法は密接につながっているのです。そして、私たちは絶えず努力してこの自由と権利を持ち続けるとともに（第12条「自由・権利の保持義務」）、法の下に平等であつて人種や信条、性別などによつて差別されないときれています（第14条「法の下の平等」）。自治体では、このような憲法の下につくられた各法律などに沿つて業務をし、

先の権利保障の他にも「教育」「福祉」「労働」「医療」「防災」など市民生活のあらゆる分野において、市民一人一人が安心して暮らせるまをめざしています。

憲法は私たちの生活の中で自由と幸福を追求するにあつて、決して欠かすことができないものであり、憲法について考えることは、「人権」を自分自身や社会、実生活との関わりについて考えるきっかけにもなります。

この機会に、家庭や地域で、憲法について話し合つてみましょう。

本市では、憲法週間に合わせて人権なんでも相談を実施します。

人権なんでも相談

日常生活の中で起こるさまざまな人権問題の解決を図る、人権なんでも相談を実施します。相談は無料で、秘密は厳守します。とき 5月8日（金）、午後1時～4時

ところ 市役所4階人権・市民協働課（当日、直接会場へ）

※電話（内線472）での相談も受け付け（できる限り、電話での相談をお願いします）。

問い合わせ 人権・市民協働課（内線472）

不育症治療費助成制度のご利用を

本市では、不育症治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、保険適用外の不育症治療費用の一部を助成しています。

助成額 1年度につき上限30万円まで

対象者 次の①～④の条件全てを満たす人

①申請日に本市に住民登録をしている夫婦

②医療機関で不育症治療が必要であると診断され、保険適用外の治療を受けた夫婦

③法律上婚姻をしている夫婦
④他の地方公共団体から同様の助成を受けていない夫婦

※不育症治療費の助成を受けるためには、申請が必要など詳しくは、お問い合わせいただくか、市ウェブサイトに（健康づくり推進課のページ）をご覧ください。また、申請書も同サイトからダウンロードできます。問い合わせ 保健センター（☎28）5520）

特定不妊治療費の助成をしています

本市では、特定不妊治療（男性不妊治療を含む）に要する費用の負担軽減を図るため、府などが実施する特定不妊治療費助成制度の承認を受けた、本市に住民登録をしている夫婦を対象に助成金を交付しています。

同助成制度の内容や申請方法など詳しくは、お問い合わせいただくか、市ウェブサイトに（健康づくり推進課のページ）をご覧ください。また、申請書も同サイトからダウンロードできます。問い合わせ 保健センター（☎28）5520）

自転車などの放置はやめましょう

道路上に自転車などを放置すると、歩行者の通行の妨げになり大変危険です。また、まちの景観も損なわれます。人の迷惑にならないよう、道路上に自転車やミニバイクなどを放置しないようにしましょう。

■自転車等放置禁止区域を指定

本市では、各駅周辺の道路に「自転車等放置禁止区域」を指定し、区域内に放置されている自転車やミニバイクを保管所へ撤去・移送しています。



撤去された自転車やミニバイクなどは、「第1自転車等保管所」(若松町東一丁目6の27)☎(26)32333)で返還していますが、返還時に自転車は1台15000円、ミニバイクは1台20000円の移送・保管費用を徴収しています。

駅周辺に自転車などを駐車される場合は、有料自転車駐車を「ご利用ください」。一部の自転車駐車場には、高校生以下の学生を対象とした学割料金も設定しています。

■放置自転車を見つけたら
公共の道路上に長期間放置されている自転車を見つけたら、移動させず、まずは警察署または道路交通課までお問い合わせください。
問い合わせ 道路交通課
(内線416)

レンタサイクル「かわっちりん」のご利用を



環境にやさしく、健康増進にもつながる身近な乗り物の自転車を出すレンタサイクル「かわっちりん」が、喜志駅地下自転車駐車場☎(24)6293)および富田林駅自転車駐車場☎(24)9479)でご利用いただけます。
観光や仕事、通勤、通学などにぜひご利用ください。
※利用方法・料金・時間など詳しくは、利用を希望される駐車場へお問い合わせください。

市営葬儀のご利用を

本市では、市民の皆さんに簡素で厳粛な葬儀を提供するために、市営葬儀を実施しています。
対象者 お亡くなりになられた人が市民で、市内において葬儀をされる場合

市営葬儀の利用料金

《お亡くなりになられた人が市民で、市内において葬儀をされる場合》

標準プラン		簡易プラン	
自宅または集会所などで葬儀される場合	富田林斎場の葬儀室で葬儀される場合	20万1660円	
大人	28万5180円	大人	26万4810円
小人	28万2120円	小人	26万1750円

富田林斎場の使用料金

《お亡くなりになられた人が市民の場合》

葬儀室使用料 ※午後5時～翌日午後1時(和室は翌日午後3時まで)。	5万920円	
霊安室使用料 ※24時間まで。	3050円	
火葬室使用料	大人	1万円
	小人	6000円
	死産児	4000円

市営葬儀指定業者
○(株)安楽社(甲田二丁目9の10)☎(25)0042)
○(株)花仙葬祭(富田林町24の17)☎(23)2238)
○(株)花安(富田林町18の19)☎(23)6526)
申し込み 右記の指定業者の中から選択し、「標準プラン」か「簡易プラン」のいずれかを選び、直接申し込んでください。
※基本料金に含まれないオプションなどを任意に選択していたたくこともできます。
※内容など詳しくは、「富田林市営葬儀のご案内」をご覧ください(環境衛生課のページ)からダウンロードもできます。
問い合わせ 環境衛生課
(内線143、147)

5月12日は 民生委員・児童委員の日です 「あなたの身近な相談相手 ＝民生委員・児童委員」

全国民生委員児童委員連合会では、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」と定め、全国各地で啓発活動を実施しています。
子育てや学校生活、医療・介護などで心配事や悩み事があれば、一人で抱え込まず身近にいる民生委員・児童委員にご相談ください。

民生委員・児童委員は、地域のボランティアとして見守り活動をしたり、市民の皆さんの生活や福祉に関するさまざまな相談に応じて必要な支援をしたりしています。

相談内容に応じて福祉制度や支援サービスを受けられるよう、関係機関への「つなぎ役」になります。
また、民生委員・児童委員には守秘義務があります。秘密は必ず守りますので、気軽ににご相談ください。

地域の民生委員・児童委員を知りたい場合は地域福祉課へお問い合わせください。
問い合わせ 地域福祉課 (内線288)

6月1日は人権擁護委員の日

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、毎年全国各地で啓発活動を実施しています。

本市では、この活動の一環として、次のとおり人権擁護委員による、特設人権なんでも相談を実施します。

人権に関するさまざまな問題や近隣とのトラブルなど、身近なことで困っていることがあれば、気軽に相談ください。

特設人権なんでも相談

とき 6月1日(月)、午前9時～正午、午後1時～4時
ところ 市役所地下904会議室

※当日、直接会場へ。電話(内線544)での相談も受け付け。
問い合わせ 人権・市民協働課(内線472)

本市の人権擁護委員

- 池田 義尊さん
 - 岡本 聡子さん
 - 隆崎 永子さん
 - 川口 博夫さん
 - 木下 佳信さん
 - 蔵田 和子さん
 - 阪本 省三さん
 - 芝本 とも子さん
 - 藤田 裕邦さん
 - 吉海 弘幸さん
 - 北野 茂さん
- 問い合わせ 人権・市民協働課(内線472)



新しい民生委員・児童委員が決まりました

- 民生委員・児童委員として、4月1日付で次の人々が委嘱されました。
- 南旭ヶ丘町 富山 健治さん (☎24) 6021
 - 若松町西一・二・三丁目 (外環状線から東側) 西川 眞知子さん (☎24) 4079
 - 昭和町二丁目、平和台、大字新堂(一部) 本山 正義さん (☎74) 5711

- 甲田二丁目1番・3～5番・13～19番・甲田三丁目1番・3～8番 森元 宏通さん (☎23) 3824
 - 新家一・二丁目 山崎 敏行さん (☎24) 2338
 - 南大伴町 中川 良治さん (☎25) 3318
 - 高辺台一丁目2～6番 西村 玲子さん (☎28) 7373
 - 向陽台四丁目4～23番 岩野 好高さん (☎29) 1885
- 問い合わせ 地域福祉課 (内線288)

市職員の 人事異動

4月1日付け人事異動で、新しく職員を配置しました。部長級以上の異動は次のとおりです。

- ▽市民人権部長 土井 清美
- ▽産業まちづくり部長 森木 和幸
- ▽教育総務部長 澤田 和秀

- ▽教育総務部付部長兼教育指導室長 石田 利伸
 - ▽生涯学習部長 正木 邦彦
 - ▽議会事務局長 山内 浩司
 - ▽選挙管理委員会事務局長・監査委員事務局長・南河内広域公平委員会事務局長・固定資産評価審査委員会事務局長 山下 治
 - ▽消防署長(理事) 新熊 昌義
- 問い合わせ 人事課(内線321)

学習支援教室の参加者を募集

本市では、生活保護世帯、児童扶養手当全部支給世帯または同等の所得水準のひとり親世帯の中学生などを対象に、子どもの学習支援事業として同教室を実施しています。

同教室への参加者を随時募集していますので、申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。

「ひとり親家庭の親等のための就業支援講習会」受講生募集

●登録販売者（試験対策）

とき 6月27日～8月8日の毎週土曜日、午前10時～午後4時（全7回）

ところ 大阪府立母子・父子福祉センター（大阪市東成区中道一丁目）

対象者 ひとり親家庭の親、寡婦、寡夫

※登録販売者の資格試験に申し込みをされた人に限ります。

定員 20人 **受講料** 6000円（教材費など）

申し込み 5月27日（水）までは、往復はがきに講習会名、参加者の住所、氏名（ふりがな）、年齢、職業、電話番号、志望動機、保育希望者は子どもの氏名・年齢（対象は2歳から就学前まで）を記入し、☎540-0012大阪市中央区谷町五丁目4の13 大阪府谷町福祉センター内大阪府母子家庭等就業・自立支援センター [☎06(6762)9498] へ

※詳しくは、大阪府母子・父子福祉センターのウェブサイト [http://osakafu-boshiren.jp/] をご覧ください。

内容 大学生の学習支援ボランティアによる学習サポート、勉強の悩み相談、参加者同士の交流会など

参加費 無料

問い合わせ 地域福祉課（内線296）



市指定文化財第2号、第3号を指定しました

昨年4月、市で初めての市指定文化財として「富田林寺内町絵図」を指定したのに続き、このたび第2号として「甘山南古墳出土遺物」を、第3号として「仲村家文書附書籍、板木、印鑑、氏子札、酒造関係等証札類」を指定しました。

■市指定文化財第2号「甘山南古墳出土遺物」

指定第2号の遺物が出土した甘山南古墳は、古墳時代後期（6世紀前半）に造られた直径約22mの円墳です（残念ながら現存しません）。

平成13年に埋葬施設の発掘調査を実施したところ、さまざまな副葬品が本来の配置を保ったままの状態で見つかりました。古墳は後世に乱掘されていることが多いため、当時の葬送儀礼の在り方を知る上で貴重です。

今回、一括して指定した副葬品には、鉄製の刀や矢じり、金製の耳飾り、土器などがありますが、特筆されるのが玉類の中に含まれていた重層ガラス玉です。直径約3mmの小さな玉が連珠状になったもので、国内では類例の少ないものです。



甘山南古墳の「重層ガラス玉」

近年に科学分析を実施したところ、内部に銀箔が挟まれていることや、シルクロードを通ってもたらされた西方アジア産のガラス玉であることが分かりました。当時の対外交流を物語る大変重要な資料といえます。

■市指定文化財第3号「仲村家文書」

次に、指定第3号の仲村家文書は、江戸時代、河内国を代表する酒造家であった仲村家に継承されてきた文書です。

本文書に含まれる酒造関係資料は、富田林村酒造業の河内国における位置付け、さらにはその特質の一端を理解する上で欠かせないものです。

また、本文書の最も大きな特徴である大量の私文書群は、町の生活や家族に関する詳細な記録を含み、在郷町富田林地域の町家における生活の具体相をうかがうことができます。冠婚葬祭資料は、儀礼と社会との関係性や、背景としての熟成した在郷町文化の形相についても理解を深めるものです。

これらは、幕末期在郷町の文化・経済・社会などの各面にわたって数多くの知見を得ることができる貴重な資料です。

今回の2件の市指定文化財は、次世代へと継承するため大切に保存していくとともに、市ウェブサイトや展示会などを通して、今後、皆さんにご紹介させていただきます。

問い合わせ 文化財課（内線427）



「河州酒造御用記」



江戸時代の生活ぶりが分かる「年中録」

特定健康診査受診券の送付時期や 後期高齢者医療健康診査受診券の 利用期間などが変更になります

① 特定健康診査

緊急事態宣言にかかる通知に基づき、4月下旬に送付予定であった特定健康診査受診券の送付を延期します。発送時期については、今後の状況を見ながら決定する予定です。

② 後期高齢者医療健康診査

後期高齢者医療健康診査の受診券は、予定通り4月下旬から5月上旬に送付予定ですが、緊急事態宣言が出ている間はご利用いただけませんので、ご注意ください。

③ 歯科健康診査

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を鑑み、府後期高齢者医療広域連合では、4月下旬から5月上旬に送付予定であった「歯科健康診査のお知らせ」の送付を延期します。

※今後の対応など詳しくは、お問い合わせください。
お問い合わせ ①は保険年金課(内線155)、②は福祉医療課(内線158、159)、③は府広域連合給付課(☎06(4790)2031)

鳥獣による農作物被害防止柵設置 事業補助金をご活用ください

近年、鳥獣による農作物の被害が増していることから、防止対策を進めるため、本市では「市鳥獣被害防止計画」を策定しています。また、市と地元農業団体などが一体となって「市有害鳥獣対策協議会」を設立し、捕獲おりを設置するなど、被害防止対策に取り組んでいます。

さらに被害防止対策を推進するため、鳥獣による農作物被害防止柵設置事業補助金をご活用ください。

対象物品 被害区域および被害予想区域内の田畑などに設置する次の防護資材など

◎電気柵

◎ワイヤーメッシュなどの防護資材(付帯する杭も可)
※いずれも購入金額が3万円未満の物品は対象外です。

対象者 市内在住の農家
補助額 購入金額の10分の8の額で、上限10万円

申し込み 5月7日(木)～令和3年2月26日(金)に、農とみどり推進課(内線443)へ
※ただし、予算がなくなり次第終了します。

肝炎ウイルス 検査はお済み ですか

肝炎ウイルスの感染に気が付かないまま放置すると、知らない間に病気が進展し、肝硬変や肝がんなどの重篤な症状につながる恐れがあります。

一生に一度は肝炎ウイルス検査を受けましょう。

実施場所 実施医療機関

※4月号広報に折り込みの「令和2年度保健事業案内」をご覧ください。市ウェブサイト(健康づくり推進課のページ)からもご覧いただけます。

内容 問診、B型・C型肝炎ウイルス検査

対象者 40歳以上で肝炎ウイルス検査を受けたことのない人

※受けたことがあるかわからない場合は、お問い合わせください。

費用 無料

問い合わせ 保健センター(☎285520)

微小粒子状物質 (PM2.5) に関する情報

微小粒子状物質 (PM2.5) とは、大気中を漂う物質のうち、直径25マイクロメートル(マイクロは100万分の1)以下の特に小さな粒子で、工場の排ガスなどに含まれるすが主成分です。府では、時間ごとの情報を府大気汚染常時監視のページ [http://taiki.kankyo.pref.osaka.jp/taikikanshi/] で公開しています。

また、大気中のPM2.5が国の指針による注意喚起の濃度レベルを超えると予想される場合は、注意喚起の情報が府の防災情報メールで配信されます。なお、注意喚起が発表された場合は、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動はできるだけ避けてください。

同メールを受信するには、事前に登録が必要です。登録方法についてはおおさか防災ネットホームページ [http://www.osaka-bousai.net/pref/PreventInfoMail.html] をご覧ください。

※同メールは、光化学スモッグや警報、注意報などの情報も配信していますので、必要に応じてご利用ください。

問い合わせ 環境衛生課 (内線139)

2020年工業統計 調査にご協力を

同調査は、わが国の工業の実態を明らかにすることを目的とした、統計法に基づく報告義務がある重要な調査です。調査結果は、中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。対象となる事業所には、調査員が電話にて、調査しますので、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ 総務課 (内線331)

男女共同参画フォーラム「Be・inひろっぱ」 実行委員募集

地域での男女共同参画を進めることを目的に、男女共同参画フォーラム「Be・inひろっぱ」を開催します。同フォーラムでは、講演会や分科会などを実施する予定です。

皆さんも実行委員になって、その企画や運営に携わってみませんか。実行委員会は、6月～翌年3月の間に、月1回程度開催する予定です。

募集人員 10人程度（性別不問、男性歓迎）

申し込み 5月14日(木)（必着）までに、人権・市民協働課に備え付けの応募用紙に必要事項を記入し、郵送、ファクスまたはEメールで、☎584-8511常盤町1の1 人権・市民協働課〔(内線474)・FAX(25)9037・Eメールjinken@city.tonabayashi.lg.jp〕へ ※応募用紙は市ウェブサイト（人権・市民協働課のページ）からもダウンロードできます。

LGBTコミュニティスペースを開設 ～性のあり方は十人十色～

LGBTの人たちのコミュニティスペースを開設します。一人で悩まず、同じ悩みや思いを持った仲間と話してみませんか。

とき 5月23日(土)、午後2時～4時

ところ 市男女共同参画センター「ウィズ」(すばるホール3階)

対象者 性的マイノリティ当事者やその家族、性的マイノリティかと思う人、性的マイノリティについて理解を深めたい人 **定員** 25人（当日、直接会場へ）

参加費 無料

問い合わせ 人権・市民協働課（内線471）

熱中症にご注意を

～室内でも予防を心掛けましょう～

熱中症は、発症すると最悪の場合、死に至ることもあります。特に、高齢者や子どもは発症しやすいので、十分気

を付けてください。気温が急激に高くなる日、湿度が高い日、風がない日、熱帯夜の翌日、体調の悪い日、運動などの活動の初日は特に気を付けましょう。

熱中症予防

● **温度に気を配ろう**
扇風機やエアコンを上手に使い、涼しい素材の服を選びましょう。
特に外出時は、帽子や日傘を利用しましょう。
● **飲み物を持ち歩こう**
水分補給のために飲み物を持ち歩き、汗をかいたら塩分も補給しましょう。

喉がかわく前にこまめに飲むのがコツです。

● **休息を取ろう**
寝苦しい夜は、空気の通りを良くしたり、通気性の良い寝具を使ったりするなどして、ぐっすり眠れる工夫をしましょう。
● **栄養を取ろう**
バランスよく朝食もしっかりと食べましょう。
● **声を掛け合おう**
家族やご近所同士で、「水分取ってる？」「少し休んだ方がよいよ」など、声を掛け合いましょう。
問い合わせ 保健センター（☎28)5520）

ごみ収集作業中に火災事故が発生 収集できないものを入れないで！

平成31年度(令和元年度)には、ごみ収集作業中、合計3件のごみ収集車の火災事故が発生しました。

その出火原因は、ごみに混ざったスプレー缶や使い捨てのライター、充電式のリチウムイオン電池などによるものでした。

危険物や処理困難物を分別せずごみ出しをすることは、ごみ収集車に甚大な被害が及ぶだけでなく、場合によっては家屋などの損壊や人命に関わる危険性もあります。

ごみ収集作業中の重大な事故を未然に防ぐため、ごみの分け方・出し方には十分注意し、危険物や処理困難物は適正に処理をしていただきますよう、お願いします。

※ごみの分け方・出し方について詳しくは、ごみシートに同封のパンフレットでご確認いただくか、市ウェブサイト(環境衛生課のページ)をご覧ください。
問い合わせ 環境衛生課(内線144～146)

し尿処理手数料を改定します

し尿処理手数料は、平成13年5月の改定から19年が経過し、この間、公共下水道および合併浄化槽などの整備や普及に伴い、し尿人口の減少および収集箇所の点在化による収集効率の悪化など、収集運搬業務を取り巻く環境が大きく変化している状況にあることから、7月1日(水)から同手数料を120円から160円に改定します。

新しい汲み取り証紙は、7月1日(水)より市役所1階環境衛生課、金剛連絡所、各取扱所で購入することができます。

市民の皆さんには、ご負担をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 環境衛生課(内線144～146)

5月は 宅地防災月間です

宅地災害は、いったん起こると家屋や家財、ときには尊い人命に関わることもなにかねません。

造成中の急斜面、無理な積み方をした石垣、風化の著しい崖面などは、長雨、大雨などにより思わぬ災害を引き起こすことがあります。

「宅地防災月間」は、大雨が予想される梅雨期を前に、宅地造成工事などによって起こる崖崩れや土砂の流出による災害発生を未然に防ぎ、宅地災害をなくそうという目的で実施しています。

大阪府では、この期間中に府内市町村や消防、警察など宅地防災に関係する機関と協力して、次のような事業を実施します。

防災パトロールの実施

パトロール隊を編成し、宅地造成地や土砂採取地などにおける造成地の防災工事の安全性などについて点検・指導します。

宅地防災技術研修会の実施

宅地防災知識の啓発・普及を図るため、5月下旬に宅地造成事業者、設計者などを対象とした宅地防災に関する技術研修会を開催します。

また、ご家庭でもこれを機会に宅地災害を未然に防止するため、次の点について自宅周辺を点検し、必要に応じて早急に適切な処置

をしてください。

■石垣、擁壁などに亀裂などは入っていませんか。また、割れ目から地下水がしみ出ていませんか。

■石垣、擁壁などの水抜き穴からうまく水が流れ出ていますか。

■地盤は沈下していませんか。

■排水のための溝に泥などが詰まっていますか。

研修会や点検方法などについて詳しくは、府ホームページ http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa/shokaihtml をご覧ください。

問い合わせ 都市計画課 (内線454)、府建築指導室審査指導課(☎06(6210)9722)

5月31日は世界禁煙デー

たばこは、日本人の4大死因である「がん」「心疾患」「肺炎」「脳血管疾患」にかかるリスクを増加させる他、最近では認知症の増加原因であることも分かっています。

また、たばこは喫煙者本人だけではなく、たばこを吸わない周囲の人の健康にも大きな悪影響を与えます。

たばこをやめられないのは、タバコの煙に含まれるニコチンの持つ強い依存性が原因です。このような喫煙習慣は「ニコチン依存症」といわれ、治療が必要な病気とされています。

禁煙は自力でするよりも、禁煙補助剤や禁煙外来を利用した方が「薬に」より確実に「費用もあまりかからずに」できます。

禁煙治療は、同依存症診断テストの結果により、健康保険などが適用になり負担額が軽くなる場合もあります。

保健センターでは無料の禁煙相談も実施していますので、気軽にお問い合わせください。また、本市では「世界禁煙デー」に合わせて、禁煙に関するイベントを次のとおり実施します。

◆世界禁煙デー関連イベント

とき 6月4日(木)、午前10時～午後3時
ところ サンプラザ富田林店(富田林町31の1)
内容 呼気一酸化炭素濃度測定など
参加費 無料(当日、直接会場へ)
問い合わせ 健康づくり推進課(☎28)5520)

5月はため池愛護月間です

ため池災害は、梅雨・台風期に最も多く発生しています。

大阪府では、ため池での災害と水難事故を防止するとともに、環境を保全するため、梅雨・台風期前の5月を「ため池愛護月間」と定めています。

本市でも広報活動などを実施しますので、皆さんも次のことなどに注意してください。

■ため池を利用する皆さんへ

- ・ごみを捨てないようにしましょう。
- ・地域ぐるみで実施されるため池の草刈りや、水路の清掃に参加しましょう。
- ・水を汚す家庭からの排水にちょっとした心遣いをしましょう。
- ・ため池や水路の漏水を発見したときは市役所へ連絡しましょう。

■子どもを水難事故から守るために

- ・ため池管理者や地域などで設置する危険標識は幼児や児童が分かりやすいものにしましょう。
- ・ため池の安全施設の破損に注意しましょう。
- ・ため池や水路周辺で遊んでいる子どもを見掛けたら注意の一声を掛けましょう。
- ・町会(自治会)などを通じて子どもの水難事故防止について保護者などへ啓発しましょう。

問い合わせ 農とみどり推進課(内線423)

生産緑地地区の追加指定を受け付け

本市では、良好な都市環境の形成を図ることを目的に、平成4年度より生産緑地地区を指定しています。

平成30年12月に面積要件を300平方メートル以上に引き下げる条例を制定し、これまで生産緑地地区に指定できなかった小規模な農地についても指定可能になったことから、今年度も新たに同地区の指定を受け付けます。

受付期間など 5月1日(金)～6月30日(火)に、都市計画課(内線453)で受け付け

※同地区の指定には要件がありますので、希望される人は事前に土地の位置、地番、面積などを確認の上、早めにご相談ください。また、指定することになった場合、土地の登記事項証明書などの書類が必要です。

南部大阪都市計画案の縦覧

「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について、次のとおり縦覧を実施します。

なお、本市在住の人および利害関係人は、縦覧期間満了日までに意見書を提出することができます。

縦覧期間 5月18日(月)～6月1日(月)

縦覧場所 市役所4階都市計画課

※府ホームページ [http://www.pref.osaka.lg.jp/sokai/tokeishin_index/juura.html] から縦覧いただけます。

意見書の提出期限 6月1日(月)まで ※意見書の提出方法など、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 府都市計画室 計画推進課 (☎06(69)44)6776

下水道管渠長寿命化事業を実施します

本市の公共下水道は、汚水と雨水を分ける分流式を採用しています。しかし、老朽化などの要因で污水管に雨水が流れ込んでいたため、雨天時に下水処理場の処理能力を圧迫しています。

この問題を解決するため、昨年度から5カ年に渡り、加太・五軒家処理分区地区および金剛東処理分区地区(津々山台、小金台、

甘山、向陽台、藤沢台、青葉丘、新青葉丘町、加太、五軒家の9地区)を対象に、同事業を実施しています。

昨年度の津々山台、小金台、甘山地区に続き、今年度は、藤沢台地区も含め5月下旬より実施します。

事業内容

①汚水管渠更生工事・マンホール蓋取替工事
②老朽化したコンクリート製污水管の長寿命化と浸入水の防止を図る工事およびマンホール蓋の取替工事を実施します

②取付管および汚水樹の調査
③老朽化などで起こる取付管および汚水樹の亀裂などの箇所を宅地側から特定する調査をし、調査で判明した原因箇所を修繕することで、污水管への地下水や雨水の浸入を防ぎます

ギャンブル等依存症問題啓発週間～電話相談のご利用を～

5月14日(木)～20日(水)は、ギャンブル等依存症問題啓発週間です。ギャンブルなど特定の行為を「やめたくてもやめられない」なら、それは依存症かもしれません。

大阪府こころの健康総合センターでは、5月から第2・4土曜日も相談を実施します。

依存症は回復が十分可能な病気です。ご本人やご家族だけで抱え込まず、まずはご相談ください。

※大阪府内の依存症相談窓口や時間など詳しくは、府ウェブサイト [http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/izonsho_soudan/index.html] をご覧ください(右図QRコードからもアクセスできます)。



問い合わせ こころの健康総合センター (☎06(669)2818)

文化振興基金助成事業の申請期間を6月30日(火)まで延長します

③宅地内の排水設備の調査
④宅地内での作業で、各家庭の排水設備からの雨水の流入の有無を調査(調査費用は市が負担)し、雨水の流入が発見された場合は、解消工事を各家庭にお願いしていきます

※詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 下水道課(内線262)

文化振興基金の収益金を運用して、市の文化振興を図るために実施する文化事業に助成金を交付する同助成事業の申請期間を6月30日(火)まで延長します。

※同助成事業の内容や申請方法など詳しくは、お問い合わせください。

また、申請書も同ウェブサイトからダウンロードできます。

問い合わせ 生涯学習課 (☎26)8056



現在、市役所本庁舎は耐震性能の不足や建物の老朽化など、さまざまな課題を抱えています。

このような中、平成28年に発生した熊本地震では熊本県内自治体の庁舎が被災し、行政機能に支障をきたす事態になったことから、本市では耐震化を含めた庁舎整備に向け、市庁舎整備基本計画の策定を進めています。

同計画の策定にあたっては、学識経験者や市内の各団体代表者、一般公募による市民で構成する市庁舎整備基本計画策定委員会を設置し、市民アンケートや市民ワークショップ、市民意見箱の設置、団体ヒアリングなどにより広く市民の皆さんの意見を伺いながら検討を進めています。

市庁舎の現状

■耐震性能の不足

市本庁舎の主な建物には北館、南館、別館がありますが、北館のIs値（建物の耐震性能を表す指標）は0.31と一般的な建物に必要とされるIs値0.6を大幅に下回っています。

これは大規模地震が起これば、倒壊または崩壊する危険性がある建物です。また、別館も北館と同時期に建設されたものです。

施設・建物名称	建設年度	築年数	耐震性能	延床面積
市役所本庁舎	北館	昭和45年	なし (※Is値0.31)	約6469㎡
	南館	昭和59年	あり	約6533㎡
	別館	昭和45年	なし	約294㎡

※Is値…建物の耐震性能を表す指標。

■施設・設備の老朽化
庁舎全ての設備配管および設備機器、電気・空調などの基幹設備機器も老朽化が進んでいます。

すでに新品の交換部品の供給が断られた状況で、破損した部品を修理しながら、かろうじて、基幹設備機能を存続させているのが実情です。

これらの他にも、窓口や相談スペースなどの不足、建物構成・窓口配置の分かりにくさ、ユニバーサルデザイン・バリアフリーへの対応、駐車場・駐輪場の利便性不足など多くの課題があり、市民アンケートや団体ヒアリングなどからもさまざまなご意見をいただいていることから、庁舎整備の必要性は高いと言えます。

■策定スケジュール

同委員会は全6回の開催を予定しており、庁舎整備に関して、必要機能や庁舎規模、整備場所および整備の方法、財源などについて検討し、令和2年10月の計画策定をめざしています。



同委員会の開催状況や資料などについては市ウェブサイトに（総務課のページ）に掲載していますので、ご覧ください。
お問い合わせ 総務課（内線341）

「健康とんだばやし21(第二次)及び食育推進計画」の中間評価を実施しました

本市では、平成27年度に「だれもが安心してすこやかに暮らせるまちづくり」

をめざして、健康づくり計画「健康とんだばやし21(第二次)及び食育推進計画」を策定しました。

これらは10年間の計画としていますが、中間段階の平成31年度（令和元年度）時点での目標の達成状況や関連する取り組み状況を評価するにあたり、令和元年6月～7月に市民アンケート調査を実施し、その結果などを踏まえ、中間評価を実施しました。

中間評価の内容など詳しくは、市ウェブサイト（健康づくり推進課のページ）をご覧ください。

お問い合わせ 保健センター
（☎285520）

中小企業・小規模企業振興条例を制定しました

本市には、約3300の事業所があり、中小企業と小規模企業が大半を占めています。

飲食店や商店、工場などさまざまな中小企業・小規模企業が本市のまちのにぎわいや市民生活に大きな影響を与えています。

このような中小企業・小規模企業の発展を継続的に支援していくため、本市では、4月1日に「中小企業・小規模企業振興条例」を施行しました。

お問い合わせ 商工観光課
（内線481）

♪わが家のアイドル♪



藤沢台
南口 小梅ちゃん (3歳9カ月)
これぞ、我が家のアイドル。元気に育ってね♡



藤沢台
南口 紫音ちゃん (2歳7カ月)
少しわがままな紫音
素直に大きくな～れ♡



久野喜台
重井 瑠璃ちゃん (1カ月)
生まれてきてくれてありがとう♡
これからも元気に育ってね!!

宛先

住所・氏名(ふりがな)・電話番号	584-8511	常盤町1番1号
		富田林市役所都市魅力課

みんなの広場

わが家のアイドル(対象年齢は4歳未満、兄弟・姉妹と一緒に写っている写真でも可)は、写真に、**メッセージ(20字程度)**を添え、**住所**、保護者とお子さんの**名前(ふりがな)**、**撮影時の年齢(月齢)**、**電話番号**を記入し、封書で左記の宛先まで応募してください。

また、市ウェブサイトからもご応募いただけます(右図のQRコードから応募ページにアクセスできます)。
なお、今応募された場合、掲載は約5カ月後になります。



錦織南
松井 美古都ちゃん (7カ月)
引っ越してきました。みんな仲良くしてね☆

短歌

地層 島村 さゆり選

秀歌Ⅱ
コロナ禍で街行く人も無表情鉄仮面のごとマスクが動く
楠風台 正木 浩
△選評▽コロナ禍で街は活気がなく、行き交う人もマスク姿で無表情、そんな殺風景な様子をうまく表現している。鉄仮面のごとという比喻も面白い。殊に結句、マスクが動くの情景描写が的を得て読者の共感を呼ぶ。

風強き歩道橋を小走りに渡る人あり影絵の如く
伏見堂 箕浦 加陽子
書き初に夢という字を書き思う老いの夢とは
近くまで元氣 藤沢台 太田 富美子
目の前を小さき羽根で鶯がスキップでとぶ寒
き風の日 錦織南 山中 哲夫
百年の里の柿の木甘柿がしぶ柿となり干し柿
になる 甲田 奥宮 陽子
腰おろし靴履きし亡夫あの頃と同じ動作の自
身に気づく 横山 幸左 智恵子
施設にて美容メイクをほどこされ老人鏡の笑
顔に見入る 青葉丘 小林 元子
風のなき森にも揺るる木立ありあるがままよ
と誰彼のこえ 選者 詠

※俳句のコーナーは、都合によりしばらくの間、休ませていただきます(6月号での掲載はありません)。

川柳・短歌は、それぞれ別のはがきで応募してください(1人各5点まで)。市内在住の人で未発表のものに限ります。作品の漢字や氏名には必ずフリガナをつけてください。
7月号の「川柳(宿題「結果」)は5月31日(日)、8月号の「短歌」は6月30日(火)までに応募(いずれも必着)してください。宛先は上記をご覧ください。